## 著者紹介

### 今村 与一(いまむら よいち) 序章 第2章 執筆

略 歴

1978年 広島大学政経学部卒業,東京都立大学大学院博士課程単位取得退学後,東京大学社会科学研究所助手,岡山大学法学部助教授等を経て,

#### 現在. 横浜国立大学名誉教授

主要著作

『意思主義をめぐる法的思索』(勁草書房, 2018年),「抵当権と所有権の関係:その理論的分析の試み」『日本社会と市民法学―清水誠先生追悼論集』(日本評論社, 2013年),「不動産法序説」『民主主義法学と研究者の使命―広渡清吾先生古稀記念論文集』(日本評論社, 2015年),「変動するフランス物的担保法制の現状:2006年民法典改正前後の点描」『現代都市法の課題と展望―原田純孝先生古稀記念論集』(日本評論社, 2018年)

#### ◆読者へのメッセージ◆

どんな情報でもスマホから簡単に手に入れることができる時代に、じっくリー冊の書物に 取り組み、六法を片手に堅苦しい用語や表現を読み解く作業は、たしかに大なり小なり忍耐 を必要とする。けれども、そうした法的思考のトレーニングを積み重ねるなかで、多様な紛 争の平和的解決の道筋が見えてくるはず。民法は、日常生活や資格試験に役立つだけでな く、人間本来の理性を鍛える格好の修練の場でもあることを忘れないようにしよう。

# 張 洋介(はり ようすけ) 第1章, 第4章, 第8章, 第9章 執筆

略 歴

1998年 関西学院大学法学部卒業, 2005年 関西学院大学大学院法学研究科博士課程後期課程単位取得満期退学、徳島文理大学講師、島根大学准教授を経て、

### 現在. 関西学院大学大学院司法研究科准教授

主要著作

「土地問題と土地所有権論の変容—都市における土地所有権概念の検討に向けて」法と政治55巻第3号(2004年),「土地所有権論における補償の論理と調整の論理―ドイツにおける相隣法上の調整請求権の分析から」法と政治62巻3号(2011年),「土地所有権論の再定位―ドイツ相隣法上の調整請求権の分析から」私法76号(2014年)

### ◆読者へのメッセージ◆

民法を勉強するとき、つねに手元に六法を置き必ず条文を見るようにしてください。その条文が何を目的として誰が誰に対して何を認めているのか、を理解することが必要です。ただし、条文だけ見ていてもまったくおもしろくないでしょう。民法というものはわれわれの生活を規律する法律です。つまり、現実の社会において適用されるルールなのです。したがって、各条文も現実の社会においてどのような問題に対して適用されているのかを意識して判例を読むことで生き生きとした民法の世界が見えてくるはずです。最初はなかなか捉えにくいと感じると思いますが、一度身につけば民法の学習がより楽しいものとなるでしょう。頑張ってください。

### 鄭 芙蓉 (てい ふよう) 第3章 第5章 執筆

略 歴

1999年 中国西北政法大学経済法学部卒業, 2006年 京都大学大学院法学研究科博士 後期課程修了,博士(法学),京都大学助教,名古屋商科大学専任講師を経て,

現在. 広島修道大学大学院法学研究科教授

主要著作

「中国物権法成立の経緯と意義」ジュリスト1336号 (2007年, 共著)、『中国物権変動法制の構造と理論―日本法との双方向的比較の視点から』(日本評論社, 2014年)、『18歳からはじめる民法 [第4版]』(法律文化社, 2019年, 共著)、「不動産抵当権の売却代金への物上代位の可否について―中国物権法の議論を手がかりとして』「21世紀民事法学の挑戦―加藤雅信先生古稀記念(上巻)』(信山社, 2018年)

#### -◆読者へのメッセージ◆-

物権法には、私たちの生活に馴染みがない権利が多く規定されており、難しいとよく言われている。しかし、物権法は国や地方の社会生活の実態をそのまま反映しているため、自国の民法の特色を知るための絶好の素材である。日本の物権法は、ドイツ民法の物権編の構造を受け継ぎながら、物権変動についてフランスの意思主義・対抗要件主義を採用している。また、西欧法を継受しながら、永小作権や入会権などを規定し、日本法の独自性を出している。独仏法の混在、西欧法と固有法の融合に注目しながら、物権法のおもしろさを是非発見してみてください。

# 中谷 崇(なかや たかし) 第6章, 第10章 執筆

略 歴

2002年 法政大学法学部卒業, 2009年 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科国際 経済法学専攻博士課程後期修了, 博士 (国際経済法学), 駿河台大学法学部准教授 を経て,

主要著作

現在,立命館大学法学部教授 (2017年4月~2018年9月 マールブルク大学客員研究員)「双方錯誤の歴史的考察―ドイツ法の分析(1)~(4・完)」横浜国際経済法学17巻1号~18巻1号 (2008年,2009年)、『法社会学の基礎理論』(法律文化社,2013年,共訳)、『アソシエイト法学』(法律文化社,2016年,共著)、「新型コロナウイルスの大流行と行為基礎の障害に基づく賃料減額の可否―総論的考察編」立命館法学399・400号 (2021年)

#### -◆読者へのメッセージ◆-

知識を覚える→理解する→新たな知識を覚える→理解する。民法の学習は、骨組みだけにすると、この繰り返しだと思います。残る問題はこれをどう実行するかです。テキストはそのための1つの手段です。その際に心がけて欲しいのは、ただ読むのではなく、内容を人に説明できるようになることを目的に読むということです。そうすれば、グッと理解が深まります。本書が皆さんの学習の一助となれば幸いです。

### 髙橋 智也(たかはし ともや) 第7章 執筆

略 歴

1995年 山形大学人文学部卒業, 2000年 東京都立大学(現首都大学東京)大学院社会科学研究科博士課程単位取得退学, 熊本大学法学部准教授, 大阪市立大学大学院法学研究科准教授を経て.

現在. 大阪大学大学院高等司法研究科教授

主要著作

「抵当権の物上代位に関する一考察(1)~(3·完)」東京都立大学法学会雑誌38巻2号 ~39巻2号(1997年~1999年),『史料債権総則』(成文堂,2010年,共編),「譲渡担 保の法的性質論に関する覚書」阪大法学66巻3 = 4号(2016年)

#### -◆読者へのメッセージ◆-

民法は「市民生活の基本法」と称されます。これは、我々が日常生活を円滑に送るために必要不可欠な法的基盤となっているのが民法である。ということを意味します。読者の皆さんには、自分たちの日常生活になぞらえながら本書を読むことをお勧めします。たとえば、普段「このPCは自分の物だ」と何気なく思っていることは、民法では、「このPCには自分の所有権が成立している」と表現されます。本書を通して、民法の学習が少しでも楽しいものとなることを祈っています。